

制定 令和5年6月27日
改正 令和 年 月 日

二輪車のナンバープレートの様式の見直し及び 希望ナンバー制導入に係るワーキンググループ開催要綱

(名称)

第1条 ワーキンググループの名称は、「二輪車のナンバープレートの様式の見直し及び希望ナンバー制導入に係るワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」という。）とする。

(目的)

第2条 本ワーキンググループは、二輪車のナンバープレートの払底対策としての様式の見直し及びそれに伴って可能となる希望ナンバー制の導入を検討・決定し、具体化のための方策を探ることを目的とする。

(業務)

第3条 本ワーキンググループは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 二輪車のナンバープレートの払底対策としての様式の見直しにあたっての課題について検討を行うこと。
- (2) (1) の課題を解決するための方策について検討、新様式の決定を行うこと。
- (3) 様式の見直しに伴って可能となる希望ナンバー制導入について検討、決定を行うこと。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項について検討を行うこと。

(構成員)

第4条 本ワーキンググループの構成員は、別紙に掲げる者とする。

- 2 構成員は、代理の者を指名し、出席させることができる。

(事務局)

第5条 本ワーキンググループの庶務は、国土交通省物流・自動車局自動車情報課において処理する。

(その他)

第6条 本ワーキンググループは、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 会議は非公開の開催とし、資料と議事概要は国土交通省 HP に公開する。
- 3 構成員が必要と認めるときは、参考人を招致することができる。
- 4 構成員が認めるときは、Web 会議や書面審議にて行うことができる。

二輪車のナンバープレートの様式の見直し及び
希望ナンバー制導入に係るワーキンググループ

委員名簿（改正案）

＜委員＞

（座長）	浅井 俊隆	国土交通省 <u>物流・自動車局自動車情報課長</u>
	岡安 雅幸	一般社団法人全国自動車標板協議会 専務理事
	北添 篤	一般社団法人日本自動車連盟 新技術調査研究室員
	小松 浩之	小松自動車工業株式会社 専務取締役
	<u>高井 誠治</u>	<u>国土交通省 物流・自動車局自動車情報課</u> <u>自動車登録・情報化推進室長</u>
	玉虫 智史	株式会社NTTデータ 第一公共事業本部 モビリティ&レジリエンス事業部 第一システム統括部 開発担当課長
	藤村 学	共和工業株式会社 専務取締役

※敬称略・五十音順

※改正部分 下線部を追加